

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ： 3 件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋地下1階所内ボイラ室内の重油サービスタンクのレベル計より重油が漏れていたことから、レベル計の上下の弁を閉め、漏えいを停止した。今後、原因調査及び対応検討	A	10月11日公表済 (PDF117KB)
2	2号機	残留熱除去系（B系）熱交換器の海水流量調整弁を手動で開ける操作をした際、弁棒が所定の位置で停止しないことから、当該弁の弁棒に折損の疑いが認められたため、当該弁を点検・修理するため、プラントの停止操作を10月11日より開始することとした。	A	10月10日公表済
3	3号機	取水エリア（屋外）において、協力企業作業員がスクリーン装置の組み立て作業時、右手人差し指を負傷したため、業務車にて病院へ搬送した。本人は診察後、事務所に戻った。	A	10月11日公表済 (PDF64KB)

その他：17 件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外主変圧器低圧ブッシング漏油監視用ドレンポット窓の内側に結露による水滴が認められたため、対応検討	D	
2	1号機	給復水系電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）の試運転において、ポンプラスト側軸受に温度上昇が認められたため、当該軸受を点検・修理	C	
3	3号機	タービン建屋動力電源盤（3C）変圧器冷却ファン（No. 2）駆動用電動機点検において、負荷側ブラケットハウジング内径寸法に判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
4	3号機	原子炉建屋補機冷却系弁グランドリークオフ復水器出口弁の浸透探傷検査において、弁座シート面に亀裂が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	主蒸気配管（クロスアラウンド配管ES-201）内部溶接線の浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
6	3号機	原子炉建屋換気空調系給排気隔離弁（1～4）の点検において、弁駆動用空気配管接続部及びアキュムレータタンク安全弁から空気漏れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	低圧タービン（B）内部車室の目視検査において、上下半水平面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
8	3号機	「残留熱除去海水系出口弁弁棒調査委託」の承認書の承認権限者が「職務権限規程」により部長となっているが、部長未承認であることが認められたため、対応検討	C	
9	3号機	給水加熱器ドレンポンプ（A）バレル点検において、腐食穴（7箇所）が認められたため、当該バレルを取替	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
10	5号機	廃棄物処理建屋1階燃料プール冷却材浄化系ろ過剤プリコートタンク室東側配管貫通部ラバーブーツの破損が認められたため、当該部を交換	D	
11	5号機	タービン建屋換気空調系空冷チラー(D-B)点検において、ファンシャフト軸受取付部の寸法測定値に許容値外れが認められたため、当該シャフトを交換	D	
12	6号機	第4及び第6給水加熱器(B)計装配管ドレン弁並びに主タービングランド蒸気系蒸化器ドレンタンク計装配管ドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁を修理	D	
13	6号機	原子炉開放作業に伴う炉内機器(シュラウドヘッド)吊り上げ移動作業において、炉内機器仮置ピット内の架台に着座させる際、シュラウドヘッドボルトと耐震ピン穴計測用テンプレートの干渉が確認されたため、対応検討	C	
14	6号機	第5給水加熱器(C)液位計器検出元弁に異音が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	6号機	原子炉建屋地下2階残留熱除去海水(A)系水抜き中、水漏れの発生(約6リットル、汚染なし)が認められたため、対応検討	B	
16	6号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ塔入口露点計(A)出口弁及び露点計(B)入口弁の遠隔手動弁の開度指示棒に折損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット(46-39)スクラム入口弁のグランド部よりリーク(連続滴下)が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで